

仕様書

1 委託業務名

「第 61 回スーパーマーケット・トレードショー2027」徳島県ブース運営業務

2 目的

スーパーマーケットを中心とする流通業界に最新情報を発信する展示商談会である「第 61 回スーパーマーケット・トレードショー2027」に徳島県ブースを出展することにより、徳島県産品の認知度向上、販路開拓を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結から令和 9 年 3 月 19 日（金）

4 委託業務の対象となる展示商談会の開催概要

- (1) 名 称：第 61 回スーパーマーケット・トレードショー2027
- (2) 主 催：一般社団法人全国スーパーマーケット協会
- (3) 会 期：令和 9 年 2 月 17 日（水）から 19 日（金）まで
- (4) 会 場：幕張メッセ 全館（千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1）
- (5) 来場者：約 80,000 人（前年度実績）

5 業務内容

(1) 出展準備に関する業務

ア 徳島県ブースを効果的かつ円滑に運営し、本県農林水産業の魅力を伝え、本県への誘客を促進することができるよう 6 次産業化商品及び徳島県産の農林水産物、食文化等を来場者に幅広く紹介し、本県の物産及び観光PRを行うこと。

イ 出展事業者に対しては、商談成約に向けたフォローアップを行うこと。

ウ 運営事務局へのブース出展の申請及び出展に関して必要な場合は、行政機関等（消防、保健所等）への連絡・調整・申請等、一切の手続を行うこと。

エ 徳島県ブースの出展費用の支払等に関して運営体制を整えること。なお、出展事業者については、とくしま六次産業化推進連携協議会（以下、「協議会」という。）が定める以下の経費を負担させること。

<出展事業者の出展料負担>

本社又は事務所の所在地	出展回数	金額
会員市町 (徳島市、阿波市、那賀町、板野町、藍住町、北島町、松茂町)	初回	80,000 円
	2 回目以降	100,000 円
非会員市町村 (上記以外の市町村)	初回	338,250 円
	2 回目以降	

オ 出展事業者負担を除く出展料、ブースの設営費及びブース運営に係る光熱水道費については、本事業費から支払うこと。

カ スケジュールを把握し、誠実かつ円滑に業務を実行すること。スケジュールに変更が生じた場合は速やかに協議会と調整すること。

(2) ブースの設計、製作、設営、撤去及び保守管理に関する業務

- ア 出展ブースの配置作成、備品機材等の準備・搬入、ブース設営・給排水電気工事・装飾、撤去等の一切の業務を行うこと。
- イ 出展事業者が概ね 15 社程度出展可能なブースとすること。
- ウ ブースの装飾に関しては、遠方から見ても来場者が徳島県ブースと認識できる装飾とし、デザインは協議会と適宜、協議して作成を進めること。
- エ 出展事業者が試食を行うための共有設備を会場に設置すること。なお、設置に係る経費については、本事業費から支払うこと。
- オ 設営の様子や徳島県ブース及び出展事業者の展示、他県ブースの記録写真を撮影すること。ただし、撮影にあたっては、出展事業者若しくは担当者へ事前に許諾を得ること。

(3) 安全管理

- ア 担当者を派遣し、徳島県ブースの安全管理に当たること。
- イ 試食による食中毒等の不測の事態に備えた対応が可能な体制を整えること。
- ウ 部外者の侵入、盗難防止に努めること。

(4) 広告宣伝・周知

徳島県ブースの出展に関して、関係機関やバイヤー等への周知を行うこと。

6 報告書の作成

- (1) 受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書と合わせて、事業の収支決算書、記録写真を含めた事業全体の報告書及び成果物を作成した場合は併せて提出すること。

ただし、成果物においては、提出が困難なものに限り、内容が分かる写真を提出することでそれに代えることが出来るものとする。

- ア 提出期限
令和9年3月19日（金）まで
- イ 提出先
とくしま六次産業化推進連携協議会
(徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課 内)
- ウ 部数
 - ・委託業務完了報告書 1部
 - ・事業実施（実績）報告書（成果物、収支決算書を含む）1部
 - ・その他報告物 1部（必要に応じて提出）

7 その他留意事項

- (1) 事業実施体制を構築するに当たり、責任者には本事業を実施するために必要な能力・経験を有する者を選任し、随時、協議会と連絡の取れる体制とすること。また、協議会の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (2) 出展事業者の募集は協議会で行い、決定次第通知する。
- (3) 展示会の出展事業者数及び小間数については、今後若干の変更が発生する可能性があるものとする。
- (4) 本仕様の定めのない内容であっても、本業務の目的にかなうと思われる方法がある場合は、積極的に協議会へ意見、提案を行うこと。

- (5) 装飾工事については、運営事務局より公表される設置基準を満たすものであること。
- (6) 実施内容等は、協議会と十分協議しながら進めることとするが、協議会及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。
- (7) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、協議会がその損害を協議会の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、協議会もその損害を負担するものとし、負担額は協議会と受託者の協議で決定する。
- (8) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。
- (9) 本業務を遂行する上で知り得た個人情報、協議会の承認を得ること無く第三者に漏らさないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。
- (10) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (11) 経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について確実に整理・保管し、協議会からの請求があった場合、速やかに提出すること。
- (12) 提案された内容はすべてにおいて実施することを確約するものではなく、内容等について協議会と受託者双方で調整の上実施することとする。また、災害や、感染症等の発生状況等により、事業内容の見直しを図る場合がある際は協議を行いながら、随時調整する。